

第 3 回休眠預金等活用審議会 審議会提案

2017/6/27

I. 休眠預金活用推進に関する 3 つの基本原則

休眠預金の活用推進に関し、以下の 3 つを基本原則に盛り込むことを提案したい。

1. 民間資金を柔軟かつ効率的に運用し、最大効果を追求すること

- ・ 従来の行政施策にありがちな硬直的な運用ではなく、柔軟な姿勢で効率的・効果的な運用を行うことで、最大の効果（社会イノベーションの実現）を目指すこと

2. 民間の発意を尊重し、行政の過度な干渉を避けること

- ・ 制度設計の際は、民間の発意を尊重し、行政は過度に利用方針や仕組みづくりに干渉しないこと
- ・ 運用開始後も民間主導を原則とし、行政は民間企業とソーシャルセクターを結びづけるコーディネーター役に徹すること

3. プロセスの公開と天下りの防止

- ・ 国や地方自治体の天下り先機関に休眠預金の資金が行って透明性が失われないよう、制度設計時には最大限の留意を行うこと

（裏面に続く）

II. 指定活用団体に関する5つの原則

指定活用団体については、以下の5つを原則とすることを提案したい。

1. 新設の団体を前提とすること

- ・ 指定活用団体は、しがらみを脱し、従来にはない柔軟性のある新組織を前提とすること

2. ソーシャルイノベーションの担い手としての位置づけを徹底すること

- ・ 指定活用団体は、革新的な課題解決の手法を社会に広げるための存在として位置づけること
- ・ 過度な公平性・一律性の重視、縦割りや単年度主義から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支えること

3. 社会課題解決の専門性ある集団であること

- ・ 指定活用団体は、ソーシャルイノベーションの一翼を担う存在として、社会課題解決に向けたプロフェッショナルリティを有する存在とすること
- ・ 現場の叡知を集め、より良い社会課題解決の手法を波及させられる人的基盤を有すること。単に資金管理を担うのみの存在として矮小化させないこと

4. ソーシャルインパクトに対する説明責任を果たすこと

- ・ 国民の私有財産を預かり運用する存在として、現場団体・資金分配団体と同様、自らが社会に対して生み出したソーシャルインパクトを説明する責任を果たすこと

5. 現場との応答関係に基づいた存在とすること

- ・ 過度に管理的・統制的になるのではなく、資金分配団体・現場団体との応答的な関係を前提とすること
- ・ 絶対的な存在として位置づけるのではなく、360度評価を前提とするなど、指定活用団体自身が常に複数の視点でチェックを受けること。
- ・ 評価結果を受けて、不断の改善を行う存在とすること